

## 役員及び評議員の報酬等及び費用規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び公益財団法人電磁材料研究所（以下「本法人」という。）が定める定款第16条及び第31条の規定に基づき、本法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び費用について定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** 本規程における定義は、以下のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、週3日以上、本法人に勤務する者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費等の実費相当額の経費をいう。

(報酬等の支給と種類)

**第3条** 役員等には、報酬を支給する。

- 2 役員等には、前項の報酬以外の賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当は、支給しない。

(報酬の支払方法)

**第4条** 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払う報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の額の範囲)

**第5条** 常勤理事の報酬の年額及び非常勤理事の報酬額は、評議員会の決議によって定められた総額3,100万円の範囲内において、その勤務形態、業務内容及び責任等を勘案して、理事会で決定するものとする。

- 2 監事の報酬の年額は、評議員会の決議によって定められた総額290万円の範囲内において、監事が持つ資格及び責任の内容等を勘案して、監事の協議によって決定するものとする。

3 評議員の報酬額は、定款第16条第1項に定める金額の範囲内において、評議員会で決定するものとする。

(報酬の支給日)

**第6条** 常勤理事及び監事の報酬は、第5条第1項及び第2項により決定された報酬の年額の12分の1額を毎月17日に支給するものとする。ただし、支給日が休日に当たるときは、本法人の職員給与規程（以下「職員給与規程」と称する。）第3条第1項の規定に準じて支給する。

2 非常勤理事及び評議員の報酬は、理事会及び評議員会等に出席した場合、その都度支給する。

(日割計算)

**第7条** 新たに常勤理事又は監事になった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事又は監事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤理事又は監事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により常勤理事又は監事に報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その支給額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用)

**第8条** 役員等には、職務の遂行に係る交通費又は旅費等の実費相当額を支給する。支払いは、その発生の都度支給する。

2 常勤理事には、通勤手当を支給する。通勤手当は、職員給与規程第19条に準ずる。

(端数の処理)

**第9条** この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

**第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議において別に定める。

(改廃)

**第11条** この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

1 この規程は、公益財団法人電磁材料研究所の設立の登記のあった日（平成23年7月1日）から施行する。

附 則（一部改正）

1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成27年11月11日理事会承認、同年12月17日評議員会承認）

1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。